

平成 29 年度実施施策に係る事後評価書

(文部科学省 29-12-3)

施策名	日本文化の発信及び国際文化交流の推進
施策の概要	芸術文化振興、文化財保護等の分野における国際文化交流の取組を推進することにより、我が国の文化芸術活動の水準を向上し、文化を通じて国際社会に貢献し、諸外国と相互理解の推進を図る。

達成目標 1	我が国の芸術家や芸術団体による海外公演・ワークショップや、海外の芸術家・芸術団体と我が国の芸術家・芸術団体とが共同制作公演・意見交換等によるネットワーク構築などを行うことにより、文化芸術振興及び国際文化交流を推進する。							
達成目標 1 の設定根拠	平成 27 年閣議決定の「文化芸術の振興に関する基本方針（第 4 次基本方針）」により、「重点戦略 4：国内外の文化的多様性や相互理解の促進」として、「伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術を積極的に海外発信するとともに、文化芸術各分野における国際文化交流を推進することにより、文化芸術水準の向上を図るとともに、我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献する」とされていることから、上記を目標として設定している。							
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	—	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
①当該年度に指名された文化交流使の海外での活動回数	—	878 回	484 回	558 回	603 回	557 回	496 回	S
	年度ごとの目標値	—	248 回	216 回	216 回	208 回	/	
	目標値の設定根拠	事業実施要項において、原則として月 8 回日本文化紹介活動を実施するものと定めているが、30 年度より、目標値としては最低活動数の倍である月 16 回とし、これに予算に基づいた派遣件数及び期間を乗じたものを目標値として設定している。 【参考値】1 人 1 か月あたりの文化交流使としての平均活動回数 26 年度：15.6 回、27 年度：20.6 回、28 年度：22.3 回、29 年度：21.4 回						
	指標の根拠	—						
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	19 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
②文化交流使の指名数・派遣地域数（人・団体、地域）	16 人・団体 3 地域	14 人・団体 3 地域	8 人・団体 3 地域	10 人・団体 3 地域	12 人・団体 3 地域	8 人・団体 3 地域	6 人・団体 3 地域	A
	年度ごとの目標値	15 人・団体 3 地域	15 人・団体 3 地域	8 人・団体 3 地域	8 人・団体 3 地域	10 人・団体 3 地域	/	
	目標値の設定根拠	派遣人数・団体は予算に基づいた数値とした。27 年度より、一部の類型（団体）を廃止したことにより、目標値を修正した。また、派遣地域数は、派遣先として欧州地域、北米地域、アジア・大洋州・中近東地域の 3 地域を目標としているため。 【参考値】これまでの延べ派遣国数の推移 25 年度：70 か国、26 年度：77 か国、27 年度：79 か国、28 年度：80 か国、29 年度：82 か国						

	進捗状況	地域については、3地域を目標としているが、さらに外務省在外公館・国際交流基金海外拠点にニーズ調査を行い、そのニーズ結果を踏まえて、戦略的に派遣地域を選定している。						
	指標の根拠	—						
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	—	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
③アーティスト・イン・レジデンス活動支援を通じた国際文化交流促進事業の補助団体における滞在芸術家数 ※平成27年度までの実績欄は、文化芸術の海外発信拠点形成事業（平成27年度までの事業）の実績値を記載	—	137人	106人	99人	80人	103人	104人	A
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	100人		
	目標値の設定根拠	国内外の芸術家等が一定期間滞在し、様々な交流を通じた創作活動等を行うことにより、国内外の芸術家等との双方向の国際文化交流が継続的に行われることが事業目的であることから、どれだけの人数の芸術家が滞在しているのか（滞在芸術家数）を目標値とすることで、国際文化交流が継続的に行われているかを計る。						
	指標の根拠	—						
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	23年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
④アーティスト・イン・レジデンス活動支援を通じた国際文化交流促進事業支援団体 ※平成27年度までの進捗状況欄は、文化芸術の海外発信拠点形成事業（平成27年度までの事業）の状況を記載	27件	31件	22件	24件	19件	18件	27件	A
	年度ごとの目標値	31件	21件	17件	20件	20件		
	目標値の設定根拠	支援件数については、予算に基づいた数値とした。 （平成30年度予算） ①拠点的なAIR事業への支援 7,000,000円 × 4件 ②小規模等のAIR事業への支援 3,000,000円 × 23件 計 97,000,000円						
	指標の根拠	—						
施策・指標に関するグラフ・図等								
測定指標①～④：平成30年度文化庁調べ								
達成手段 （事業）								
名称 （開始年度）	平成29年度予算額 （執行額） 【百万円】	平成30年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号					
国際文化ネットワークの構築及び文化多様性の保護・促進への対応 （平成12年度）	24 （16）	21	0387					

芸術家・文化人等による文化発信推進事業－文化庁「文化交流使」の派遣等－ (平成 15 年度)	70 (72)	63	0388
国際文化交流・協力推進事業 (平成 14 年度)	240 (227)	240	0389
文化芸術の海外発信拠点形成事業 (平成 23 年度)	110 (108)	99	0386
東アジア文化交流推進プロジェクト事業 (平成 24 年度)	170 (127)	170	0391
芸術文化の世界への発信と新たな展開 (平成 26 年度)	1,070 (1,005)	1066	0392

平成 29 年度事前分析表からの変更点	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標①の目標値の設定根拠について、さらに積極的に事業を実施していく観点から、変更したもの。 ・測定指標②の目標値の設定根拠欄に、参考値として、これまでの延べ派遣国数の推移を記載。
---------------------	---

達成目標 2	海外の文化遺産保護の拠点となる機関と連携し、保存修復等を通じた人材養成を実施することにより、海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力を推進する。								
達成目標 2 の設定根拠	平成 18 年に施行された「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」第 6 条第 1 項の規定に基づく「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力に関する基本的な方針」においては、文化遺産国際協力として、文化遺産保護に携わる人材の養成が挙げられており、我が国の文化遺産国際協力に係る関係機関等の有する知識、技術及び経験等を活用して海外の専門家を対象とした、国内外での研修の充実を進めること等が規定されていることから、上記を目標として設定している。								
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	
	一年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	—		
① 現地地参加者に対するアンケート調査において、自国での文化遺産保存修復の推進に役立ったと回答した割合	—	99%	99%	98%	99%	100%	—	A	
	年度ごとの目標値	90%	90%	90%	95%	95%			
	目標値の設定根拠	本事業の相手国人材養成への寄与を計る観点から、95%を目標値として設定。							
	指標の根拠	肯定的回答者数/現地研修参加者（アンケート回答者）							
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	
	27 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	—		
② ワークショップ等への相手国要人の出席割合	80%	—	—	54.5%	57.1%	81.8%	—	A	
	年度ごとの目標値	—	—	80%	80%	80%			
	目標値の設定根拠	本事業の我が国の国際的地位向上への寄与を測る観点から、要人出席割合を指標とするが、ワークショップ開催の趣旨や開催地によっては当該国政府要人の出席が困難となることもあるため、概ねのワークショップにおいて要人が出席することを旨とし、80%の要人出席割合を目標値として設定。							
	指標の根拠	要人出席のワークショップ等の回数/ワークショップ等の開催回数							
施策・指標に関するグラフ・図等									

測定指標①～②：平成 30 年度文化庁調べ

達成手段 (事業)			
名称 (開始年度)	平成 29 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 30 年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
文化財の国際協力の推進 (昭和 62 年度)	375 (364)	420	0390
平成 29 年度事前分 析表からの変更点	—		

施策に関する評価結果

目標達成度合い の測定結果	目標超過達成 / <u>目標達成</u> / 相当程度進展あり / 進展が大きくない / 目標に向かっていない		
総括的な分析	必要性	項目	説明・根拠
		広く国民にニーズがあるか。国民の利益に資する施策か。	<p>【達成目標 1 について】 本施策は、平成 27 年閣議決定の「文化芸術の振興に関する基本方針（第 4 次基本方針）」の重点戦略に対応したものであり、国が総合的に推進していくべき優先度の高い施策である。</p> <p>【達成目標 2 について】 本施策は、平成 18 年に施行された「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」第 6 条第 1 項の規定に基づく「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力に関する基本的な方針」においては、文化遺産国際協力として、文化遺産保護に携わる人材の養成が挙げられており、また、平成 27 年閣議決定の「文化芸術の振興に関する基本方針（第 4 次基本方針）」の重点戦略に対応したものであることから、国が総合的に推進していくべき優先度の高い施策である。</p>
		国が実施しなければ、施策目的を達成できないか。	
	明確に政策目標の達成手段として位置付けられるか。		
	効率性	施策の実施は、その目的に即して必要なものに限定されているか。	<p>【達成目標 1 について】 国庫支出対象項目を事業実施要項等に定め、国として実施すべき内容を真に必要なものに限定している。また、施策の実施にあたっては、必要に応じて外務省等との連携を行う等、効率化を図っている。</p> <p>【達成目標 2 について】 国庫支出対象項目を事業実施要項等に定め、国として実施すべき内容を真に必要なものに限定している。また、施策の実施にあたっては、必要に応じて外務省等との連携を行う等、効率化を図っている。</p>
		他省庁や、地方自治体、民間団体との必要な連携が図られているか。	
他の施策との重複はないか。			

有効性	施策の実施に当たって他の手段・方法が考えられる場合、それと比較してより効果的に実施できているか。	【達成目標1について】 本施策においては、芸術家等の派遣・招へい等により日本文化の発信及び国際文化交流の推進を図っており、おおむね目標に見合った実績を着実にあげている。	
	施策実績は目標に見合ったものか。	【達成目標2について】 本施策においては、海外の文化遺産保護の拠点となる機関と連携し、保存修復等を通じた人材養成を実施することにより、海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進を図っており、おおむね目標に見合った実績を着実にあげている。	
施策に係る問題点・今後の課題		次期目標・今後の施策等への反映の方向性	具体的な内容 (概算要求・機構定員要求・法令改正・税制改正要望等)
<p>【達成目標1について】 我が国の芸術家や芸術団体による海外公演・ワークショップ等の事業の実施や、芸術家等の派遣・招へいによるネットワークの構築等を通じ、着実に文化芸術振興及び国際文化交流の推進が図られており、引き続き効率的かつより効果的な施策の推進に努める必要がある。</p> <p>【達成目標2について】 海外の文化遺産保護の拠点となる機関と連携し、保存修復等を通じた人材養成を実施することにより、海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進が着実に図られており、引き続き効率的かつより効果的な施策の推進に努める必要がある。</p>		<p>【達成目標1について】 これまでの取組についての内容の一層の充実に努め、国際文化交流を推進するとともに、我が国のブランド力の向上を図る。</p> <p>【達成目標2について】 これまでの取組についての内容の一層の充実に努め、国際協力の推進を図るとともに、国際社会への貢献及び諸外国との相互理解の推進を図る。</p>	<p>【達成目標1について】 ＜新規要求・拡充事業（同額を含む）＞ ○芸術家・文化人等による日本文化発信・相互交流事業（新規） 平成31年度概算要求額：100百万円</p> <p>＜縮小・廃止事業＞ ○国際芸術交流支援事業（「芸術文化の発信と新たな展開」から名称変更） 平成31年度概算要求額：896百万円 （平成30年度予算額：1,066百万円）</p> <p>【達成目標2について】 ＜新規要求・拡充事業（同額を含む）＞ ○文化財の国際協力の推進 平成31年度概算要求額：382百万円 （上記概算要求額のうち、達成目標2に関係する事業については、平成30年度予算額と同額）</p>

施策の予算額・執行額					
(※政策評価調書に記載する予算額)					
		28年度	29年度	30年度	31年度要求額
予算の状況 【千円】 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	2,176,456 ほか復興庁一括計 上分0	2,058,541 ほか復興庁一括計 上分0		
		<0> ほか復興庁一括計 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>		
	補正予算	△402 ほか復興庁一括計 上分0	2,058,541 ほか復興庁一括計 上分0		
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>		
	繰越し等	0 ほか復興庁一括計 上分0			
		<0>			

		ほか復興庁一括計 上分<0>			
	合 計	2,176,054 ほか復興庁一括計 上分0			
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>			
執行額 【千円】		2,006,590 ほか復興庁一括計 上分0			
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>			

施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		
名 称	年月日	関係部分
経済財政運営と改革の基本方針2017	平成29年6月9日 閣議決定	2. 成長戦略の加速等 (5) 新たな有望成長市場の創出・拡大 ① 文化芸術立国 「文化経済戦略(仮称)」を策定し稼ぐ文化への展開を推進するとともに、政策の総合的推進など新たな政策ニーズ対応のための文化庁の機能強化等を図る。2020年までを文化政策推進重点期間として位置づけ、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模(文化GDP)の拡大に向け取組を推進する。文化芸術活動に対する効果的な支援や子供の体験・学習機会の確保、人材の育成、障害者の文化芸術活動の推進、文化プログラムやジャポニスム2018等の機会を捉えた魅力ある日本文化の発信を進めるとともに、国立文化施設の機能強化、文化財公開・活用に係るセンター機能の整備等による文化財の保存・活用・継承、デジタルアーカイブの構築を図る。また、我が国の誇るマンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備を進める。
成長戦略	平成29年6月9日	観光・スポーツ・文化 (2) 新たに講ずべき具体的施策 iii) 文化芸術資源を活用した経済活性化 ②文化芸術資源を核とした地域活性化・ブランド力向上 ・「beyond2020プログラム」の認証組織を拡大すること等により、日本文化の魅力や共生社会の構築につなげる。また、海外の第一線で活躍する文化人の参画、在外公館やジャパン・ハウスの活用等により、日本文化の国内外への戦略的な発信を強化し、文化による日本ブランドの構築を図る。 ・国際文化交流の祭典をさらに推進する体制の整備等を促進するとともに、2020年までに、海外派遣される「文化交流使」による発信強化、外国人アーティスト及び著名外国人の招へい等の双方向型の文化交流を強力に推進する。
知的財産推進計画2017	平成29年5月16日 知的財産戦略本部 決定	III. 2020年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化 1. コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化 (2) 今後取り組むべき施策 ①継続的なコンテンツ海外展開に向けた取組 (戦略的な日本文化の発信) ・芸術家・文化人等を「文化交流使」に指名し、海外に一定期間滞在して我が国の文化に関する講演や実演等を行う活動や、海外の芸術家等が国内に滞在して制作活動や地域と交流する取組(アーティスト・イン・レジデンス)、諸外国で発信力の高い外国人を招へいし日本文化を自国民対象に発信してもらう等、国際文化交流事業を強化し、我が国の魅力ある文化芸術の海外への発信と、特に中国、韓国といった東アジア諸国を中心としつつ様々な国の文化関係者による国境を越えた交流・協働を戦略的に推進する。(短期・中期) ⑤模倣品・海賊版対策 (正規品・正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策) ・海外における正規品、正規版コンテンツの流通拡大のための取組を促進するとともに、各省庁・各機関がより一層の連携体制を構築したうえ

		<p>で、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への働き掛け等を実施し、侵害発生国・地域での模倣品・海賊版対策を強化する。(短期・中期)(経済産業省、文部科学省、総務省、財務省、外務省、農林水産省)</p> <p>・侵害発生国・地域政府との関係を強化し、海外での取締などの権利執行の支援を促進するため、取締機関職員等を対象にした真贋判定セミナーなど各種セミナーや研修等を通じて人材育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行う。(短期・中期)(財務省、経済産業省、文部科学省、法務省)</p> <p>・海賊版対策を含め著作権制度の環境整備を進めるため、世界知的所有権機関(WIPO)及び二国間協力の枠組みを活用し、著作権集中管理制度整備のための研修やセミナーの実施、著作権セミナーなどの普及・啓発活動を推進する。(短期・中期)(文部科学省)</p> <p>・ASEAN 域内における、我が国コンテンツの著作権侵害発生国等に対して、著作権集中管理団体の育成、海賊版対策の強化など、著作権の適切な利用と正規品流通のための環境整備支援を強化する。(短期・中期)(文部科学省)</p> <p>・海外における我が国企業の模倣品・海賊版対策を支援し、効果的な知的財産権保護を促進するため、現地における知的財産権制度、被害実態等に関する調査を実施する。(短期・中期)(経済産業省、文部科学省、外務省)</p> <p>2. 映画産業の振興 (2) 今後取り組むべき施策 ②海外展開の質的・量的拡大に向けた取組 (海賊版対策の強化)</p> <p>・海外における正規品、正規版コンテンツの流通拡大のための取組を促進するとともに、各省庁・各機関がより一層の連携体制を構築したうえで、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への働き掛け等を実施し、侵害発生国・地域での海賊版対策を強化する。(短期・中期)(経済産業省、文部科学省、総務省、財務省、外務省)</p>
<p>観光立国推進基本計画</p>	<p>平成29年3月28日閣議決定</p>	<p>3. 国際観光の振興 (一) 外国人観光旅客の来訪の促進 ① 我が国の観光の魅力の重点的かつ効果的な発信 ク日本文化に関する情報の総合発信 (前略)</p> <p>また、外国における日本文化発信の際には、当該国・地域の人々の興味・関心を見据えながら、文化芸術の分野ごとの特性を踏まえて戦略的に進めることとし、外国における日本人による公演や海外フェスティバル等への参加の支援、日本文化を紹介する展覧会等を行うほか、芸術家、文化人等で各専門分野により海外で講演や実演等を行う者を指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化につながる活動を展開することで、日本文化の発信拡大を図る。</p> <p>特に日中韓3カ国においては、文化芸術による発展を目指す都市を選定し、その都市における現代の芸術文化や伝統文化、また多彩な生活文化に関連する文化芸術関連事業の実施を通して、東アジア内の相互理解・連帯感の形成を促し、新たな文化芸術の創造を図るとともに、都市間のネットワークを強化することで観光促進に貢献する。</p> <p>また、オリンピックの機会に合わせた「日中韓共同文化プログラム」として、2018年平昌(冬季)、2020年東京(夏季)、2022年北京(冬季)という、日中韓3カ国で続けてオリンピック・パラリンピックが開催される、それぞれの機会に、それぞれの開催国において、日中韓が共同で文化イベントを実施し、連携を推進することを通じて、東アジア文化を世界に発信し、各国の訪問客の増加に貢献する。</p> <p>さらに、国内外の芸術家等が一定期間滞在し、様々な交流を通して創作活動や将来の創作活動等に有益となるプログラムを提供するアーティスト・イン・レジデンスの取組を推進することにより、外国の芸術家の訪日を促進する。</p>

<p>有識者会議での指摘事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・達成目標1測定指標②について、予算規模に応じて数字が決まるものを政策評価としてよいのか。(湯浅委員) ・アーティスト・イン・レジデンスについて、長期・短期的効果がそれぞれ測れる指標の設定を今後外部の人も含めて議論し検討いただきたい。(湯浅委員) ・「国際交流事業による国際文化理解の高まり」などのソフトに関する効果を測るスキルを文科省が付けていくべきである。(湯浅委員) ・アーティスト・イン・レジデンスについて、地域に対するインパクトは質的なものとして測定できるので、活用してほしい。(源委員)
--------------------	--

主管課（課長名）	文化庁 長官官房国際課 （大野 彰子）
関係課（課長名）	文化庁 文化部芸術文化課 （江崎 典宏） 文化庁 文化財部伝統文化課 （高橋 宏治） 文化庁 文化財部美術学芸課 （圓入 由美） 文化庁 文化財部参事官（建造物担当） （豊城 浩行）